

<p>(関連分野) 環境・低炭素</p>
<p>(事業の名称) 環境保全上の支障になるおそれがある廃棄物の事前撤去・処理事業</p>
<p>(関係省庁名) 文部科学省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者が保有する廃炉、学校に設置されていた小型焼却炉の撤去、処理 ○ 最終処分場の準好気化のための対策工事。 <p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、都道府県・政令市の自由設計。 <p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市の自由設計。都道府県基金から ◆ 都道府県・政令市 → 民間企業等 <p>と助成を行う。</p> <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県：施設の選定、都道府県基金からの助成、など ・国：事業運営全般に関する相談・助言など
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：廃焼却炉の解体を行い、住民の不安を払拭する。 最終処分場の改善を図るための工事を行い、最終処分場の維持管理向上や地球温暖化対策を図る</p> <p>各自治体 1～5 施設 事業費約 1 億円の半額補助 107 自治体 × 2 施設 × 5000 万円 = 100 億円</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長補佐 電話番号：03-5501-3156 / ファックス：03-3593-8264</p>